

楽 天 損 保

# ドライブ アシスト



くるまの保険

安心で快適なカーライフを  
お約束します。



「ドライブアシスト」は個人用自動車保険のペットネームです。  
このパンフレットは、2021年1月1日以降に保険期間が開始するご契約を対象にしています。

# 補償で安心！サービスで安心！ドライブア

相手方への賠償

## 賠償責任の保険

P4へ

### 対人賠償責任保険

基本  
セット

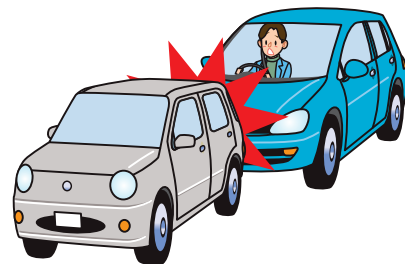
ご契約のお車の事故により他人を死傷させ、  
法律上の損害賠償責任を負われたときの補償



### 対物賠償責任保険

基本  
セット

ご契約のお車の事故により他人の財物に損害を  
与えたり、ご契約のお車を運転中に誤って線路に  
立ち入り、電車等を運行不能にしてしまったこと  
により、法律上の賠償責任を負われたときの補償

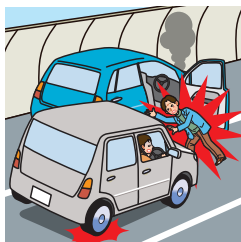


万一の  
事故にしっかり  
対応

### 人身傷害保険

基本  
セット

ご契約のお車に搭乗中の方や、  
自動車専用道路等においてご契約の  
お車を一時的に離れている方が自動車事故  
で死傷されたときの損害を補償



#### 搭乗者傷害特約

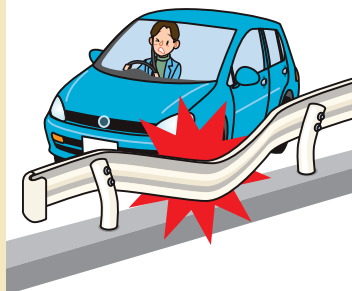
オプ  
ション

ご契約のお車に搭乗中  
の方が自動車事故で傷害を被られたときに定額で補償

### 車両保険

オプ  
ション

ご契約のお車が、  
事故で損傷したときの補償



ご自身・同乗者の補償

## 傷害の保険

P5、6へ

お車の補償

## 車両の保険

P7へ

トラブルの  
ときも安心！



## ロードアシスタンス

P13へ

事故はもちろん故障のときも、〈ロードアシスタンス〉〈カーライフ  
サービス〉で、ご契約のお車のトラブルをしっかりサポートします。



# シストはみなさまに安心をご提供します。

さらなる  
補償をプラス!

その他の補償

## 選べるオプション

P8へ

### 個人賠償責任補償特約

#### お支払限度額は無制限! 示談交渉サービス付き!

記名被保険者やそのご家族の方等が国内外における日常生活での偶然な事故(自動車事故<sup>(注)</sup>を除きます。)により、他人を死傷させた場合や他人の財物に損害を与えた場合、または誤って線路に立ち入り、電車等を運行不能にしてしまったことにより、法律上の賠償責任を負った場合に、**1事故につき、国内での事故は無制限、国外での事故は1億円を限度**に保険金をお支払いします。なお、国内で発生した事故については、弊社が行う**示談交渉サービス**をご利用いただけます。

(注)自動車事故による賠償責任については、自動車保険の対人・対物賠償責任保険にてお支払いします。

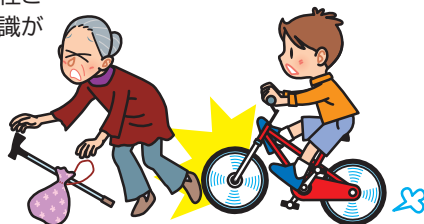
#### 高額な賠償金をお支払いするケースが増えています。

##### 子供が自転車に乗っていて、人と衝突してしまった...

自転車で帰宅中の男子小学生が夜間、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

賠償額 **9,521万円**

神戸地裁、平成25年7月4日判決



##### 事故・故障時レンタカー費用補償特約



##### 自動車事故弁護士費用等補償特約

ご家族の方のお車もまとめて補償します。



##### ファミリー自転車傷害特約

##### 車内積載動産補償特約

##### ファミリーバイク特約(人身傷害)

##### ファミリーバイク特約(自損傷害)

### ドライブアシストは個人のお客さま専用の保険です。

次の条件を満たす場合にご契約できます。

1. 主にお車を使用される方(記名被保険者)が個人のノンフリート契約<sup>(注1)</sup>であること。
2. ご契約のお車(被保険自動車)が次の8車種であること。(自家用8車種)
  - ①自家用普通乗用車
  - ②自家用小型乗用車
  - ③自家用軽四輪乗用車
  - ④自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)
  - ⑤自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
  - ⑥自家用小型貨物車
  - ⑦自家用軽四輪貨物車
  - ⑧特種用途自動車(キャンピング車)

(注1) 1保険契約者が自らを記名被保険者として所有・使用する自動車の総付保台数<sup>(注2)</sup>が9台以下の契約をいいます。

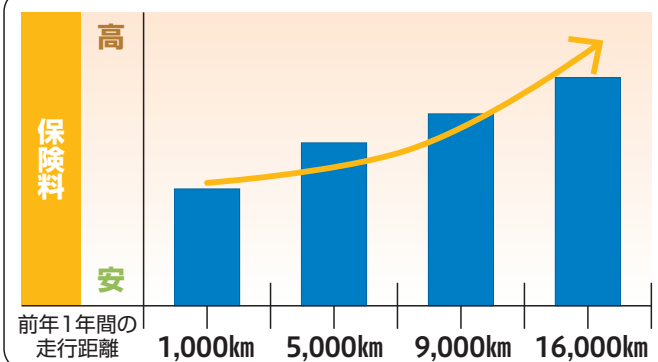
(注2) 「総付保台数」とは、自動車保険(共済・自賠責は含みません。)を締結した自動車の合計台数をいいます。

# あなたにピッタリな保険料でご契約できます!

## 前年走行距離区分

お客さま一人ひとりのリスクにあった保険料を算出するため、「前年1年間に走行した距離」に応じて、下表①～⑧の8つの区分のいずれかを設定します。前年に走行した距離が少ないほど、保険料は安くなります。

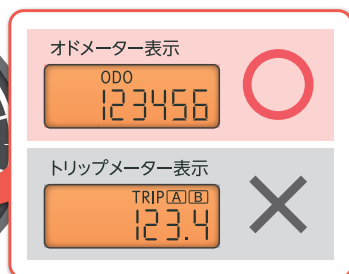
|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 前年走行距離区分 | ① 1,000 km以下             |
|          | ② 1,000 km超 3,000 km以下   |
|          | ③ 3,000 km超 5,000 km以下   |
|          | ④ 5,000 km超 7,000 km以下   |
|          | ⑤ 7,000 km超 9,000 km以下   |
|          | ⑥ 9,000 km超 11,000 km以下  |
|          | ⑦ 11,000 km超 16,000 km以下 |
|          | ⑧ 16,000 km超             |



## 「前年1年間に走行した距離」の算出方法と前年走行距離区分の設定方法について

- ① すでに弊社へオドメーター値をご申告いただいている場合  
申込手続き時に「オドメーター値」をお客さまから申告していただきます。前契約の申込手続きの際に、弊社へ申告していただいた「オドメーター値」との差を基に弊社にて「前年1年間に走行した距離」を算出し、前年走行距離区分を自動設定します。
- ② はじめて弊社へオドメーター値をご申告いただく場合  
お客さまから「前年1年間に走行した距離」を申告していただき、前年走行距離区分を設定します。なお、次回で継続いただく時のために「オドメーター値」も申告していただきます。

走行距離を表示するメーターには「オドメーター」と「トリップメーター」があり、スピードメーターや燃料計とともに、自動車のインストルメントパネル(インパネ)と呼ばれる運転席前面のパネルに表示されています。「オドメーター」と「トリップメーター」両方の走行距離が同時に表示されている場合もあれば、片方だけしか表示されていない場合もあります。片方だけ表示される場合は、ボタン等で表示を切り替えます。

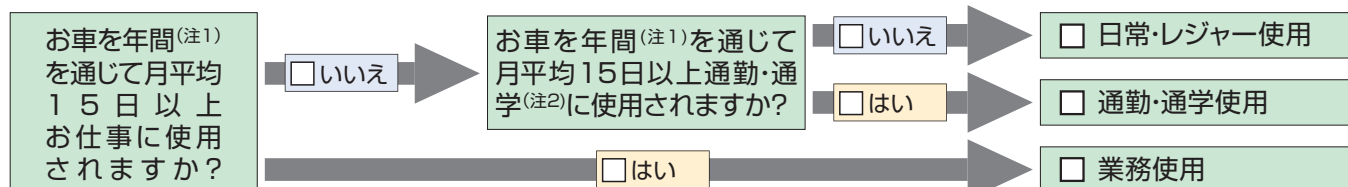


|          |                                                                                                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| オドメーター   | その車が製造されてから今までに走ってきた積算走行距離を表示します。メーターパネルを交換しない限り、数字が戻ったりゼロにリセットされることはありません。ボタン等でトリップメーターと表示を切り替えるタイプの場合、「ODO」と表示されます。 |
| トリップメーター | オドメーターとは異なり、いつでもリセット可能です。ドライブで走った距離を測ったり、燃費の計算等に使用することができます。ボタン等でオドメーターと表示を切り替えるタイプの場合、「TRIP」と表示されます。                 |

## お車の使用目的

ご契約のお車の「使用目的」により保険料が異なります。

ご契約のお車の使用実態に従って、次のチャートにより使用目的をご確認ください。



(注1) 保険始期日から1年間をいいます。保険期間の途中で「使用目的」を変更した場合はその時点から1年間をいいます。

(注2) 最寄駅などへの送迎を含みません。

| 使用目的        | 基準                                                             |
|-------------|----------------------------------------------------------------|
| ① 日常・レジャー使用 | 「②通勤・通学使用」および「③業務使用」のいずれにも該当しない場合                              |
| ② 通勤・通学使用   | 「③業務使用」に該当せず、年間を通じて月平均15日以上運転者本人の通勤・通学(最寄駅等への送迎を含みません。)に使用する場合 |
| ③ 業務使用      | 年間を通じて月平均15日以上業務(仕事)に使用する場合                                    |



# 相手方への賠償[賠償責任の保険]



## 相手の方のケガや死亡に 対人賠償責任保険

保険金額は「無制限」をおすすめします。

ご契約のお車の事故により、お車に搭乗中の方や歩行者など、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険などで支払われる金額を超過した損害に対して、相手の方1名につき、対人賠償責任保険金額を限度に保険金をお支払いします。



## 相手の方の車や物に与えた損害に 対物賠償責任保険

保険金額は「無制限」をおすすめします。

ご契約のお車の事故により、他人の車や物に損害を与えたり、ご契約のお車を運転中に誤って線路に立ち入り、電車等を運行不能にしまったことにより、法律上の賠償責任を負った場合に、1事故につき、対物賠償責任保険金額を限度に保険金をお支払いします。

## 示談交渉サービス

**対人事故も対物事故も、相手の方との示談交渉は楽天損保におまかせください。**

次の場合などには、弊社は相手の方との示談交渉はできません。

- ①法律上の損害賠償責任が発生しない事故(お客さまに過失がない「もらい事故」など)の場合(注)
- ②相手の方が楽天損保との直接折衝に応じない場合
- ③対人事故でご契約のお車に自賠責保険などの契約が締結されていない場合

(注)このような場合に備えて、「自動車事故弁護士費用等補償特約」をおすすめします。「自動車事故弁護士費用等補償特約」についてはP8をご確認ください。

## 対物超過修理費用補償特約

対物賠償責任保険で保険金をお支払いできる事故で、相手自動車の修理費がその自動車の時価額を上回る場合に、修理費と時価額の差額にお客さまの過失割合を乗じた額、または50万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いします。ただし、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理された場合に限りです。

## 他車運転危険補償特約

借用したお車(注1)を運転中に事故を起こされた場合でも、相手の方への対人・対物賠償事故、人身傷害事故、無保険車傷害事故や借用したお車(注1)の車両損害(注2)について、借用したお車(注1)の保険に優先してご契約の保険から保険金をお支払いできます。

(注1) 自家用8車種に限りです。ただし、記名被保険者またはそのご家族の方が所有または常時使用する自動車(別居の未婚のお子様がお客さままたは常時使用する自動車の場合は、自らが運転中の自動車をいいます。)を含みません。

(注2) ご契約のお車に車両保険がセットされ、借用したお車(注1)の事故がご契約の車両保険のお支払いの対象となる場合に限り保険金をお支払いします。

## 被害者救済費用等補償特約

ご契約のお車の欠陥やハッキング等を原因とする事故が発生した場合で、お客さまに法律上の損害賠償責任が発生しないときでも、他人を死傷、または他人の財物に損害を与え、お客さまが負担する被害者救済費用に対して保険金をお支払いします。ただし、欠陥やハッキング等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限りです。

## 高額賠償事故に備えて

安心の保険金額「無制限」をおすすめします。

### ■対人賠償高額判決例(認定損害額)

|           |                    |             |
|-----------|--------------------|-------------|
| 5億2,853万円 | 被害者 ▶ 眼科開業医(男・41才) | 被害内容 ▶ 死亡   |
| 3億9,725万円 | 被害者 ▶ 大学生(男・21才)   | 被害内容 ▶ 後遺障害 |

### ■対物賠償高額判決例(認定損害額)

|           |                 |                     |
|-----------|-----------------|---------------------|
| 2億6,135万円 | 事故状況 ▶ 追突(高速道路) | 被害内容 ▶ 積荷(呉服・洋服・毛皮) |
| 1億3,580万円 | 事故状況 ▶ 車両衝突事故   | 被害内容 ▶ 店舗           |

→ お支払いする主な保険金の概要についてはP15をご確認ください。

# ご自身・同乗者の補償 [傷害の保険]



過失割合にかかわらず補償

## 人身傷害保険

ご契約のお車に搭乗中の方<sup>(注)</sup>が自動車事故により死傷された場合の治療費・休業損害・逸失利益・葬儀費などの損害に対して、過失割合にかかわらず、補償を受けられる方1名につき、人身傷害保険金額を限度に保険金をお支払いします。

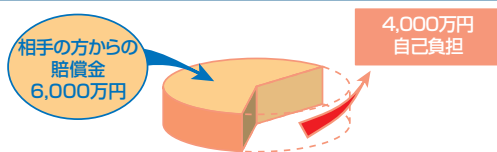
(注) 自動車専用道路等においてご契約のお車を一時的に離れている方を含みます。ただし、サービスエリア等でご契約のお車を離れている場合を除きます。

例えば…

右の事故で相手の方と お客さまとの過失割合が **60 : 40**

お客さまの損害額 後遺障害を被られて **1億円** の場合  
※損害額は約款に定められた基準に従い楽天損保で算出します。

人身傷害保険をつけていないと



過失割合とは？

事故の中で最も多い車と車の事故では、ほとんどの場合、当事者の双方に過失が問われ、お互いに損害賠償責任が生じます。過失割合とは、双方の損害賠償責任の割合をいいます。



人身傷害保険をつけていると

相手の方と交渉することなく、楽天損保がまとめて補償します!!

※保険金額1億円以上の場合



## 人身傷害車外危険補償特約

ご契約のお車以外の自動車に搭乗中の自動車事故や歩行中などの自動車事故により死傷された場合であっても、記名被保険者およびそのご家族の方については、人身傷害保険の保険金をお支払いします。

※ご契約のお車以外の自動車には、次の自動車を含みません。

- ① 記名被保険者およびそのご家族の方が、所有または常時使用する自動車
- ② 二輪自動車・原動機付自転車

○: 補償されます ×: 補償されません

オプション

| 事故例                   | ご契約のお車に搭乗中の事故 | 自動車専用道路等においてご契約のお車を一時的に離れている場合の自動車事故 | ご契約のお車以外の自動車に搭乗中の事故   | 歩行中などの自動車事故 |
|-----------------------|---------------|--------------------------------------|-----------------------|-------------|
| ご契約内容                 |               |                                      |                       |             |
| 人身傷害保険                | ○             | ○ <sup>(注1)</sup>                    | × <sup>(注2)(注3)</sup> | ×           |
| 人身傷害保険 + 人身傷害車外危険補償特約 | ○             | ○                                    | ○ <sup>(注3)</sup>     | ○           |

(注1) ただし、サービスエリア等でご契約のお車を離れている場合などを除きます。

(注2) 自ら運転者として運転中の場合、他車運転危険補償特約により補償されることがあります。

(注3) 記名被保険者およびそのご家族の方が所有または常時使用するお車に搭乗中の事故は補償されません。

ご注意

歩行中などの自動車事故に対する補償については、他の自動車保険の「人身傷害車外危険補償特約」から補償されるため、補償が重複することがあります。この特約をセットする際に、今一度ご確認ください。



## 人身傷害死亡・重度後遺障害時緊急支援費用補償特約

人身傷害保険の補償の対象となる方が、人身傷害保険から補償を受けられる事故により死亡、または所定の重度後遺障害を被られ、かつ、介護を要する場合に、一時的に必要な生活費や育英費などを補償する緊急支援費用保険金として、人身傷害保険の補償の対象となる方およびその方が扶養する所定の方<sup>(注)</sup>1名につき、100万円をお支払いします。

(注) その方が扶養する所定の方とは、人身傷害保険の補償の対象となる方の同居の親族または別居の未婚のお子様であり、かつ、次のいずれかに該当する方をいいます。

- ① 人身傷害保険の補償の対象となる方が生計維持者として扶養する22才以下の未婚のお子様
- ② 人身傷害保険の補償の対象となる方が生計維持者として扶養する身体または精神に障害があるため定職に就くことができない方

【例】

| 損害を被られた方     | 家族構成           | 被害内容 | お支払いする緊急支援費用保険金 |
|--------------|----------------|------|-----------------|
| A男(生計維持者)45才 | 妻・子2名(15才・10才) | 死 亡  | 300万円(100万円×3名) |

自動セット

## 【人身傷害保険の保険金額の目安(損害額の例)】

補償を受けられる方の年齢や収入、ご家族の構成などに基づいて、適正な保険金額を設定してください。

| 年 令 | 扶養者   | 死亡された場合 | 重度後遺障害の場合 |
|-----|-------|---------|-----------|
| 25才 | 有(1名) | 1億円     | 1億8,000万円 |
|     | 無     | 8,000万円 |           |
| 35才 | 有(2名) | 9,000万円 | 1億6,000万円 |
|     | 無     | 7,000万円 |           |
| 45才 | 有(2名) | 9,000万円 | 1億5,000万円 |
|     | 無     | 7,000万円 |           |
| 55才 | 有(2名) | 7,000万円 | 1億2,000万円 |
|     | 無     | 6,000万円 |           |

※有職者の平均的な損害額(法定利率3%の場合)です。

※損害額は約款に定められた基準に従い弊社で算出します。

※補償を受けられる方が、所定の重度後遺障害を被られ、かつ、介護を要する場合には、保険金額が無制限の場合を除き、保険金額の2倍の金額が上限となります。  
保険金額の設定は上表の【人身傷害保険の保険金額の目安(損害額の例)】を参考にしてください。

※労働者災害補償制度によって給付を受けられる場合や、相手の方からの賠償金が既に支払われている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

※傷害などにより治療される場合は、健康保険など、給付を受けられる公的制度をご利用ください。



## 搭乗者傷害特約(部位・症状別払)

ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故により傷害を被られた場合に、補償を受けられる方1名につき、医療保険金(部位・症状別払)を定額でお支払いします。

医療保険金は入院・通院日数や傷害の部位・症状に応じて迅速にお支払いします。

- 入通院給付金 入院・通院日数の合計が5日以上(注)となった場合に、**1回の事故につき10万円**をお支払いします。  
ただし、所定の傷害を被られた場合は、P16に定める額をお支払いします。  
(注)5日目の入院または通院の日が事故の発生日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。



部位・症状確定

部位・症状が確定次第、治療中であっても保険金を迅速にお支払いします。

- 治療給付金 入院・通院日数の合計が1日以上5日未満(注)の場合は、**一律1万円**の治療給付金を医療保険金としてお支払いします。  
(注)事故の発生日からその日を含めて180日以内の入院・通院に限ります。



## 搭乗者傷害医療保険金倍額払特約

搭乗者傷害特約(部位・症状別払)がセットされたご契約にセットすることができます。

搭乗者傷害の医療保険金(入通院給付金、治療給付金)を倍額にしてお支払いします。



## 搭乗者傷害特約(死亡・後遺障害)

搭乗者傷害特約(部位・症状別払)がセットされたご契約にセットすることができます。

ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故により死亡または後遺障害を被られた場合に、死亡保険金・後遺障害保険金を定額でお支払いします。

## 無保険車傷害特約

ご契約のお車に搭乗中の方が、他の自動車との事故で死亡または後遺障害を被られ、他の自動車が無保険車であるなどの理由から十分な補償を受けられない場合に保険金をお支払いします。

※記名被保険者およびそのご家族の方については、ご契約のお車以外の自動車に搭乗中の自動車事故や歩行中などの自動車事故により死亡または後遺障害を被られた場合についても補償されます。



お支払いする主な保険金の概要についてはP15～16をご確認ください。

# お車の補償【車両の保険】



## お車の損害に 車両保険

ご契約のお車の事故による損害に対して保険金をお支払いします。車両保険は「一般車両保険」と「車対車+A」の2種類をご用意しています。お客さまのニーズにあわせて車両保険をお選びいただけます。それぞれ対象となる事故の例は以下のとおりです。

○:補償されます ×:補償されません

| 事故例    | 他人の自動車との接触・衝突 | 火災・爆発・騒擾・台風・洪水・高潮 | 窓ガラスの破損・落書き・いたずら | 盗難 | 単独事故・自動車以外の他物との事故 | あて逃げ |
|--------|---------------|-------------------|------------------|----|-------------------|------|
| 種類     |               |                   |                  |    |                   |      |
| 一般車両保険 | ○             | ○                 | ○                | ○  | ○                 | ○    |
| 車対車+A  | ○ (注)         | ○                 | ○                | ○  | ×                 | ×    |

(注)「車対車+A」では、相手自動車およびその運転者または所有者が確認された場合に限りです。

※車両保険には、車両価額協定保険特約が自動セットされ、ご契約のお車の時価にかかわらずご契約の保険金額を上限に損害額を補償します。

オプション



### 車両新車取得費用補償特約

新たに購入したご契約のお車が、事故(盗難され発見されない場合を除きます。)によりあらかじめ設定された新車価格の保険金額の50%以上の大きな損傷を被った場合に、その新車価格の保険金額を限度にお車の再購入費用または修理費をお支払いします。ただし、事故日の翌日から6か月以内に代わりとなるお車を購入をされた場合、またはお車を修理された場合に限りです。

※この特約は、ご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して61か月以内にご契約の満期日がある場合にセットできます。

自動セット



### 車両全損時臨時費用補償特約

車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車が全損となった場合に、車両保険金額の10%に相当する金額(1事故につき、20万円限度)をお支払いします。



### 車両保険無過失事故特約

ご契約のお車と相手自動車との接触・衝突による事故で次の条件をすべて満たす場合は、車両保険金をお支払いしても、免責金額(自己負担額)や弊社と締結する次契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間の決定においてその事故がなかったものとして取り扱います。

①ご契約のお車の所有者および使用または管理していた方に過失がないこと(注)

②相手自動車の運転者または所有者が確認できること

(注)次のいずれかの車対車事故で、客観的事実に基づきご契約のお車の所有者および使用または管理していた方に過失がないことを弊社が認めた場合を含みます。

①相手自動車の追突

③相手自動車の信号無視

②相手自動車のセンターラインオーバー

④駐停車中のご契約のお車への接触・追突

※車両保険無過失事故特約の対象となる事故であっても、車両新車取得費用補償特約から保険金をお支払いする場合の等級は、3等級ダウンとなります。



お支払いする主な保険金の概要についてはP16をご確認ください。



# その他の補償(選べるオプション)



## 個人賠償責任補償特約 【示談交渉サービス付】

記名被保険者やそのご家族の方等が国内外における日常生活での偶然な事故(自動車事故<sup>(注)</sup>を除きます。)により、他人を死傷させた場合や他人の財物に損害を与えた場合、または誤って線路に立ち入り、電車等を運行不能にしまったことにより、法律上の賠償責任を負った場合に、**1事故につき、国内での事故は無制限、国外での事故は1億円を限度**に保険金をお支払いします。なお、国内で発生した事故については、弊社が行う**示談交渉サービス**をご利用いただけます。

(注)自動車事故による賠償責任については、自動車保険の対人・対物賠償責任保険にてお支払いします。

ご注意

他の保険で個人賠償責任を補償している場合は、補償が重複することがあります。この特約をセットする際に、今一度ご確認ください。



## ファミリー自転車傷害特約

記名被保険者またはそのご家族の方が自転車を運転中または運行中の他人の自転車との衝突・接触事故で死傷された場合、事故日を含めて180日以内に生じた死亡保険金(1名につき300万円)、後遺障害保険金(1名につき最大300万円)、入院一時金(10日以上入院の場合10万円)、入院保険金(1日につき3,000円)をお支払いします。

※通院は補償されません。



## 自動車事故弁護士費用等補償特約

ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故により、法律上の損害賠償責任を負う方へ損害賠償請求をするために弁護士に委任・相談などをされた場合に生じる費用について、次の金額を限度に保険金をお支払いします。なお、ご契約のお車以外の自動車に搭乗中や歩行中などの自動車事故であっても、記名被保険者およびそのご家族の方等については、上記の保険金をお支払いします。

①弁護士等への報酬、訴訟費用、仲裁、和解、調停などにかかった実費について、**1事故につき、補償を受けられる方1名あたり300万円**

※弁護士等への報酬を負担した場合は、弊社が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。

②弁護士、司法書士、行政書士への法律相談にかかった実費について、**1事故につき、補償を受けられる方1名あたり10万円**

ご注意

他の保険で弁護士費用を補償している場合は、補償が重複することがあります。この特約をセットする際に、今一度ご確認ください。



## 事故・故障時レンタカー費用補償特約

ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能となり、かつ、レッカーけん引された場合、または事故や盗難により使用不能となった場合に、レンタカーのご利用にかかった費用について、ご契約時にお決めいただいた1日あたりの保険金日額を限度に保険金をお支払いします。補償する期間は、事故の場合は最長30日、故障の場合は最長15日となります。



## 車内積載動産補償特約

偶然な事故により、ご契約のお車の車内、トランクなどに積載された個人所有の日常動産(カメラ、ゴルフセットなど)に生じた損害を**1事故につき、30万円(免責金額(自己負担額)5,000円)を限度**に保険金をお支払いします。ただし、車外キャリアに固定された動産の盗難を除きます。



## ファミリーバイク特約(人身傷害)・ファミリーバイク特約(自損傷害)

記名被保険者またはそのご家族の方が原動機付自転車<sup>(注)</sup>(他人から借用した原動機付自転車を含みます。)を運転中の事故に対して対人・対物賠償、傷害については「ファミリーバイク特約(人身傷害)」は人身傷害保険、「ファミリーバイク特約(自損傷害)」は自損事故傷害特約から保険金をお支払いします。「運転者年齢条件」、「運転者本人限定特約」や「運転者本人・配偶者限定特約」が設定されている場合でも関係なく、記名被保険者またはそのご家族の方であれば補償の対象となります。

(注)総排気量125cc以下の二輪自動車を含みます。ただし、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪自動車を除きます。

ご注意

他の自動車保険で「ファミリーバイク特約(人身傷害)」または「ファミリーバイク特約(自損傷害)」を補償している場合は、補償が重複することがあります。この特約をセットする際に、今一度ご確認ください。

# 運転される方の範囲

## 運転される方の範囲をご確認ください。

運転される方の□にチェックマークを入れてください。

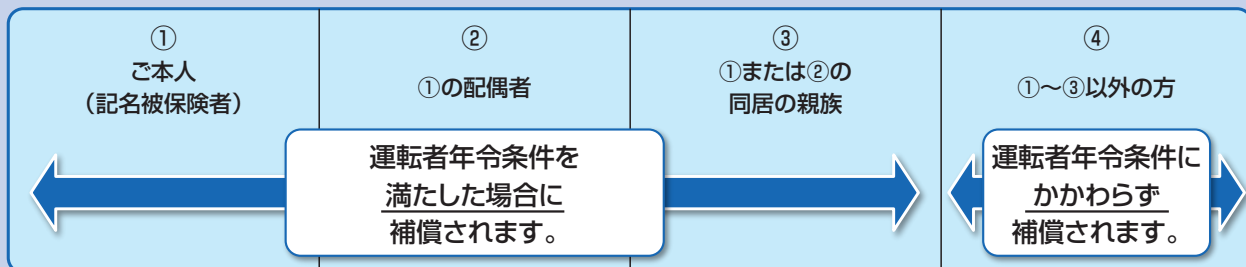
○:補償されます

×:補償されません

| 運 転 者    | ①               | ②     | ③               | ④       |
|----------|-----------------|-------|-----------------|---------|
|          | ご本人<br>(記名被保険者) | ①の配偶者 | ①または②の<br>同居の親族 | ①～③以外の方 |
| 運転者限定の区分 | □               | □     | □               | □       |
| 本人限定     | ○               | ×     | ×               | ×       |
| 本人・配偶者限定 | ○               | ○     | ×               | ×       |
| 限定なし     | ○               | ○     | ○               | ○       |

## 運転される方の年令をご確認ください。

下記の中でご契約のお車を運転される可能性のある最も若い方の年令をご確認ください。



※④の方が①～③の方の業務に従事中の使用人である場合は運転する可能性のある方の年令をご確認ください。運転者年令条件を満たした場合に補償されます。

## 運転者年令条件

### ご注意

ご契約のお車を運転される方のうち、最も若い方の年令に応じて運転者の年令条件を設定してください。なお、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故による損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

## 運転者の年齢条件に関する特約(個人用)

運転者年令条件を設定された場合、「同居の親族(注)」以外の方に対しては運転者年令条件を適用しません。運転者年令条件は、「年令を問わず補償」、「21才以上補償」、「26才以上補償」、「35才以上補償」があります。

○:補償されます

×:補償されません

| 運転者年令条件  | 同居の親族(注) |         |         |       | 同居の親族以外の方<br>または友人など |
|----------|----------|---------|---------|-------|----------------------|
|          | 20才以下    | 21才～25才 | 26才～34才 | 35才以上 |                      |
| 35才以上補償  | ×        | ×       | ×       | ○     | 年令を問わず補償します          |
| 26才以上補償  | ×        | ×       | ○       | ○     |                      |
| 21才以上補償  | ×        | ○       | ○       | ○     |                      |
| 年令を問わず補償 | ○        | ○       | ○       | ○     |                      |

(注)記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族をいいます。なお、これらいずれかの方の業務に従事中の使用人を含みます。

※「26才以上補償」、「35才以上補償」を設定した場合は、記名被保険者の保険始期日時時点の年令に応じて「29才以下」「30才以上39才以下」「40才以上49才以下」「50才以上59才以下」「60才以上64才以下」「65才以上69才以下」「70才以上74才以下」「75才以上79才以下」「80才以上」に区分して保険料を算出します。



### 運転者本人限定特約

ご契約のお車を運転される方を記名被保険者に限定することで、保険料を約7%割引します。  
※「運転者本人・配偶者限定特約」と重複してセットできません。

### ご注意

「運転者本人限定特約」または「運転者本人・配偶者限定特約」をセットされた場合、限定された方以外の方が運転中の事故による損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。



### 運転者本人・配偶者限定特約

ご契約のお車を運転される方を記名被保険者またはその配偶者に限定することで、保険料を約6%割引します。  
※「運転者本人限定特約」と重複してセットできません。

# 各種割引

※割引の適用には所定の条件があります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。



## 自動ブレーキ割引

- ご契約のお車が、発売されて間もないお車であり、事故発生状況等の蓄積が十分ではないために、型式別料率クラスでは自動ブレーキ装置のリスク軽減効果を十分に評価できない型式である場合に自動ブレーキ割引が適用されます。

《型式別料率クラスとは…》

ご契約のお車が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車である場合、保険料は、お車の型式ごとの事故発生状況等に応じて保険料を17段階(自家用普通乗用車、自家用小型乗用車)または、3段階(自家用軽四輪乗用車)に区分する型式別料率クラス制度を導入しており、毎年1月1日に直近の事故発生状況に基づいて「型式別料率クラス」の見直しを行っています。

型式別料率クラスについては、P11もご覧ください。

- **割引率：9%**
- 適用条件

| 自動ブレーキ割引の対象となる用途車種 | 自動ブレーキ割引の適用対象期間                                                                                                                                    |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自家用普通乗用車           | 保険始期日でご契約のお車の型式が発売された年度に3を加算した年(暦年)の12月31日までに存在する場合に、自動ブレーキ割引が適用されます。なお、この割引の適用対象期間を経過した後は、リスク軽減効果が型式別料率クラスに反映されるため、自動ブレーキ割引の適用ができなくなりますのでご注意ください。 |
| 自家用小型乗用車           |                                                                                                                                                    |
| 自家用軽四輪乗用車          |                                                                                                                                                    |

- 適用例

型式発売年月が2019年4月のケース

| 型式発売年月が<br>2019年4月 | 2020年 | 2021年 | 2022年 |
|--------------------|-------|-------|-------|
|                    |       |       |       |

保険始期日が2022年12月31日までのご契約が自動ブレーキ割引の対象となります。

型式発売年月が2020年1月のケース

| 型式発売年月が<br>2020年1月 | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|--------------------|-------|-------|-------|
|                    |       |       |       |

保険始期日が2022年12月31日までのご契約が自動ブレーキ割引の対象となります。



## 複数所有新規契約割引

1台目のご契約が11等級以上の場合、2台目のご契約は7(S)等級が適用されます。なお、1台目・2台目のご契約ともお車の用途車種が自家用8車種であること、記名被保険者が個人であることなどの適用条件を満たしたご契約に限ります。



## ゴールド免許割引

保険始期日時点で記名被保険者の有効な「運転免許証の色」が「ゴールド」の場合に適用されます。

- **割引率**

| 運転者の年令条件                                 | 割引率        |
|------------------------------------------|------------|
| 「年令を問わず補償」、「21才以上補償」、「26才以上補償」、「35才以上補償」 | <b>15%</b> |



## ノンフリート多数割引

2台以上のお車をまとめてご契約の場合に適用されます。

- 対象とならないご契約
  - ・団体扱および集団扱のご契約

- **割引率**

| 台数   | 割引率       |
|------|-----------|
| 3台以上 | <b>5%</b> |
| 2台   | <b>1%</b> |



## 新車割引

保険始期日の属する月にご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して下表の適用期間にある場合に適用されます。

- 対象となる用途車種
  - ・自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車

- **割引率**

(自家用普通乗用車・自家用小型乗用車)

| 期 間       | 割引率          |              |               |
|-----------|--------------|--------------|---------------|
|           | 対人賠償<br>責任保険 | 対物賠償<br>責任保険 | 人身傷害<br>搭乗者傷害 |
| 25か月以内    | <b>10%</b>   |              |               |
| 26~49か月以内 | —            |              |               |
|           |              |              | <b>8%</b>     |

(自家用軽四輪乗用車)

| 期 間    | 割引率          |              |               |
|--------|--------------|--------------|---------------|
|        | 対人賠償<br>責任保険 | 対物賠償<br>責任保険 | 人身傷害<br>搭乗者傷害 |
| 25か月以内 | <b>12%</b>   |              |               |
|        |              |              | —             |



## インターネット割引

インターネットでご契約いただいた場合に適用されます。

- 対象となる場合
  - ・初めてドライブアシストをご契約いただく場合
  - ・ドライブアシストを継続してご契約いただく場合

- **割引率：25%**

補償内容

運転される方の範囲

各種割引

等級と型式別料率クラス

お支払い方法

アシスタンスロード

主な保険金の概要

# 等級別料率制度



初めて自動車保険をご契約になる場合、6等級新規となります。ご契約後1年間無事故ですと翌年の等級は1等級アップし、事故があった場合は、原則1件につき3等級ダウンします。他の保険会社（JA共済・全労済・全自共・日火連・教職員共済を含みます。）で適用されていた等級別料率は、そのまま継続できます。たとえば、前年17等級で無事故なら、満期日に弊社にお切り替えいただいた場合、18等級が適用されます。

| 等級           | 1等級       | 2等級       | 3等級       | 4等級       | 5等級       | 6(S)等級<br>新規加入 | 6(F)等級<br>前契約がある契約 | 7(S)等級<br>新規加入 | 7(F)等級<br>前契約がある契約 | 8等級       | 9等級       | 10等級      | 11等級      | 12等級      | 13等級      | 14等級      | 15等級      | 16等級      | 17等級      | 18等級      | 19等級      | 20等級      |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------|--------------------|----------------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 無事故の<br>割増引率 | 割増<br>64% | 割増<br>28% | 割増<br>12% | 割引<br>2%  | 割引<br>13% | 割増<br>4%       | 割引<br>19%          | 割引<br>34%      | 割引<br>30%          | 割引<br>40% | 割引<br>43% | 割引<br>45% | 割引<br>47% | 割引<br>48% | 割引<br>49% | 割引<br>50% | 割引<br>51% | 割引<br>52% | 割引<br>53% | 割引<br>54% | 割引<br>55% | 割引<br>63% |
| 事故有の<br>割増引率 | 割引<br>20% | 割引<br>21% | 割引<br>22% | 割引<br>23% | 割引<br>25% | 割引<br>27%      | 割引<br>29%          | 割引<br>31%      | 割引<br>33%          | 割引<br>36% | 割引<br>38% | 割引<br>40% | 割引<br>42% | 割引<br>44% |           |           |           |           |           |           |           |           |

※1等級～5等級、6(S)等級、6(F)等級、7(S)等級は「無事故」の割増引率と「事故有」の割増引率が同一です。

## 「無事故」の割増引率と「事故有」の割増引率について

- ノンフリート契約では、「等級」と「事故有係数適用期間」により適用される割増引率が決定します。
  - 「事故有係数適用期間」が「0年」の場合は「無事故」の割増引率を適用し、「事故有係数適用期間」が「1～6年」の場合は「事故有」の割増引率を適用します。「事故有係数適用期間」は事故によりダウンする等級の数と同じ期間（年数）が与えられ、保険期間が1年経過することにより「1年」がマイナスされます。
- ※「事故有係数適用期間」の上限は「6年」です。

## 「無事故」・「事故有」の割引率参考例

- 前契約が12等級（事故有係数適用期間0年）の場合の継続契約は？（1年契約）

|             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 無事故の<br>割引率 | 7F等級   | 8等級    | 9等級    | 10等級   | 11等級   | 12等級   | 13等級   | 14等級   | 15等級   | 16等級   | 17等級   | 18等級   | 19等級   | 20等級   |
|             | 割引 30% | 割引 40% | 割引 43% | 割引 45% | 割引 47% | 割引 48% | 割引 49% | 割引 50% | 割引 51% | 割引 52% | 割引 53% | 割引 54% | 割引 55% | 割引 63% |
| 事故有の<br>割引率 | 7F等級   | 8等級    | 9等級    | 10等級   | 11等級   | 12等級   | 13等級   | 14等級   | 15等級   | 16等級   | 17等級   | 18等級   | 19等級   | 20等級   |
|             | 割引 20% | 割引 21% | 割引 22% | 割引 23% | 割引 25% | 割引 27% | 割引 29% | 割引 31% | 割引 33% | 割引 36% | 割引 38% | 割引 40% | 割引 42% | 割引 44% |

● 事故 3等級ダウンします
 ● 無事故

3年間無事故の場合、4年度目に「無事故」の割引率の12等級（事故有係数適用期間0年）になります。

→ 3年間無事故
 → 3年間は「事故有」の割引率を適用

| 事故有係数適用期間 |
|-----------|
| 3年        |
| 2年        |
| 1年        |

# 型式別料率クラス制度

ご契約者間の保険料負担の公平化を図るため、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および自家用軽四輪乗用車の保険料体系については、補償項目ごとの「型式別料率クラス制度」（自家用普通乗用車、自家用小型乗用車では17クラス、自家用軽四輪乗用車では3クラス）を導入し、同一型式別の事故実績を保険料に反映させています。毎年1月1日に料率クラスの見直しを行い、過去の損害率が一定より高いとクラスが上がり、過去の損害率が一定より低いとクラスが下がります。クラスが変更されたお車の保険料は、適用等級や保険金額等のご契約内容が変更とならない場合でも保険料が変更になる可能性があります。

| 毎年1回、自動車の型式別に事故実績を算出<br>《対人賠償・対物賠償・傷害（人身傷害・搭乗者傷害）・車両ごと》 |                           |                            |
|---------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 同じ型式の自動車に乗る方全体の事故実績が全体の平均に対して                           |                           |                            |
| 一定より高い<br>料率クラスが<br>上がります。                              | 一定以内<br>料率クラスは<br>変わりません。 | 一定より低い<br>料率クラスが<br>下がります。 |
| 保険料が高くなる<br>可能性があります。                                   |                           | 保険料が安くなる<br>可能性があります。      |



# お支払い方法

補償内容

運転される方の範囲

各種割引

等級と型式別料率クラス

お支払い方法

アシスタンスロード

主な保険金の概要

## 一般分割払口座振替方式(月払)

保険料は分割してお支払いいただくことができます。お支払い方法は、お客さまの預金口座から自動引き落としの「口座振替方式」となります。分割払の初回保険料(第1回目分割保険料)は、ご契約と同時に(注1)にお支払いいただき、第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日(注2)に口座振替方式によりお支払いいただきます。

(注1) 初回保険料の口座振替方式をご利用の場合は、第1回目分割保険料も口座振替方式となります。

(注2) 金融機関所定の振替日となります。

※「一般分割払口座振替方式(月払)」をご利用の場合は、所定の割増が適用されます。

※所定の条件を満たす場合は、大口分割払をご利用できます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

<ご注意> お支払いいただく保険料が払込期日の属する月の翌月末(ご契約者に故意および重大な過失がない場合は翌々月末となります。)までに払い込まれない場合は、事故が生じていた場合でも保険金をお支払いできないうえ、ご契約が解除されることもありますのでご注意ください。

## 初回保険料の口座振替方式(分割払・一時払)

保険料または分割払の初回保険料(第1回目分割保険料)を口座振替方式によりお支払いいただくことができます。保険料または分割払の初回保険料(第1回目分割保険料)は、ご契約の始期日の属する月の翌月の払込期日(注)に口座振替方式によりお支払いいただきます。

(注) 金融機関所定の振替日となります。

## クレジットカード払方式

お客さまがクレジットカード会員の場合、通常のクレジットカード払と同様にご利用いただけます。ご利用いただけない場合もありますので、詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

# お車を手放される方にも安心!“中断制度”

お車の廃車・譲渡や海外赴任などによりご契約を中断される場合は、中断前に適用されていたノンフリート等級を継承できる「中断制度」があります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

# “手続きうっかり”も安心サポート!

## ● 運転者限定特約

### ● 運転者本人・配偶者限定特約

次の①または②に該当する方の運転中に事故が生じた場合で、「運転者本人・配偶者限定特約」の削除の変更手続きをうっかり忘れてしまっても、所定の期間内に変更手続きを行った場合は、下表のとおり保険金をお支払いします。

### ● 運転者本人限定特約

次の①または②に該当する方の運転中に事故が生じた場合で、「運転者本人限定特約」の削除または「運転者本人・配偶者限定特約」への変更手続きをうっかり忘れてしまっても、所定の期間内に変更手続きを行った場合は、下表のとおり保険金をお支払いします。

- ①保険期間中に新たに運転免許を取得した記名被保険者のご家族(ただし、本人・配偶者限定特約の場合の記名被保険者の配偶者を除きます。)  
②保険期間中に新たに記名被保険者のご家族となった方(ただし、本人・配偶者限定特約の場合の記名被保険者の配偶者を除きます。)

| 変更手続日             |                        | 保険金のお支払いについて                              |
|-------------------|------------------------|-------------------------------------------|
| 上記①または②となった日の翌日から | 30日以内                  | 運転者の範囲に該当していたものとして保険金をお支払いします。            |
|                   | 31日以降満期日の翌日から起算して30日以内 | 対人・対物賠償事故についてお支払いします。(対物超過修理費用補償特約を含みます。) |

## ● 運転者の年齢条件に関する特約(個人用)

次の①または②に該当する方の運転中に事故が生じた場合で、「運転者年齢条件」の変更手続きをうっかり忘れてしまっても、所定の期間内に変更手続きを行った場合は、下表のとおり保険金をお支払いします。

- ①保険期間中に新たに運転免許を取得した記名被保険者の同居の親族  
②保険期間中に新たに記名被保険者の同居の親族となった方

| 変更手続日             |                        | 保険金のお支払いについて                              |
|-------------------|------------------------|-------------------------------------------|
| 上記①または②となった日の翌日から | 30日以内                  | 運転者の範囲に該当していたものとして保険金をお支払いします。            |
|                   | 31日以降満期日の翌日から起算して30日以内 | 対人・対物賠償事故についてお支払いします。(対物超過修理費用補償特約を含みます。) |

# お車のトラブルも安心サポート

ロードアシスタンスのご利用にあたっては、必ず事前に楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルにご連絡をお願いします。また、ご契約のお車のみサービスの対象ですのでご注意ください。

## ロードアシスタンス

提携レッカー拠点数  
約8,500!

(2020年4月現在)

### ロードアシスタンス特約 (すべてのご契約が対象となります。)



ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能となった場合に、事故・故障現場から修理工場への搬送(レッカーけん引)費用、落輪時のクレーン作業費用、修理完了後のお車の引取費用を**1事案につき20万円を限度**に補償します。

※ロードアシスタンス特約の正式名称は「車両緊急時搬送・引取費用補償特約」といいます。

### 故障時緊急修理サービス (すべてのご契約が対象となります。)

ご契約のお車が故障やトラブルの場合、修理業者を手配し、現場にて30分程度の応急修理軽作業を無料で行います。  
(対象となる無料修理) ※オイル代、セキュリティ装置付車両の鍵開け代、部品代等は、ご利用者のご負担となります。



①キーの閉じ込み・紛失時の鍵開け  
(現場で鍵開けができる場合に限り。また、二輪自動車・  
原動機付自転車はサービスの対象外となります。)



②バッテリーあがり時のジャンピング  
(ケーブルをつないでスタートさせることをいいます。)  
※1保険年度につき1回に限り。



③パンク時のスペアタイヤ交換  
(チェーンの脱着は対象外となります。また、二輪自動車・  
原動機付自転車はサービスの対象外となります。)



④各種オイル漏れ時の補充



⑤冷却水補給



⑥その他現場で対応できる軽作業



⑦ロープ使用程度による落輪引上げ作業  
(1m以内)



⑧燃料切れとなった場合、ガソリンまたは軽油を最大  
10リットルまで無料で現場へお届けします。(注)  
(自宅駐車場および同等と判断できる場所での燃料切れはサービ  
スの対象外となります。)

(注)電気自動車の電池切れの場合は、レッカーサービスを適用します。  
※1保険年度につき1回に限り。

## ロードアシスタンスPlus



楽天 損保  
ドライブ  
アシスト  
をインターネット以外で  
ご契約いただいた方限定!

サービス内容が  
グレードアップ!!

◆ ガソリン・軽油のお届け  
1保険年度につき1回限り → **2回まで!**

## カーライフサービス (すべての自動車保険のご契約が対象となります。)

無料でご案内を行います。

※ご利用料金は、お客さまの  
ご負担となります。

※業者が営業時間外の場合  
はご案内できない場合が  
あります。

### サービス内容

- ①緊急時の24時間営業ガソリンスタンド・宿泊施設のご案内
- ②緊急時のタクシー・レンタカー・整備工場のご案内
- ③代替交通手段のご案内



## あんしん事故現場かけつけサービス (すべての自動車保険のご契約が対象となります。)

もしもの事故の際、電話一本で事故現場に ALSOK 隊員がかけつけるサービスをご利用いただけます。  
ALSOK 隊員は事故現場へかけつけ、①事故現場の安全確保②事故状況の確認③事故現場の記録④ロードアシスタンスの  
出動要請等を行います。

※お車の故障やトラブルによるロードアシスタンスのみ利用の場合は除きます。

ドライブアシストならお車が事故や故障により自力走行不能となった場合の交通費・宿泊費用もサポートします!!

## ドライブアシスト限定のサービス

### 臨時代替交通費用サービス



ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能<sup>(注)</sup>となった場合またはご契約のお車が盗難された場合で帰宅のため、または目的地までの代替交通費用を1事案1名につき2万円を限度にお支払いします。

※ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラス等の通常の交通費を超過した金額は交通費に含まれません。

※タクシー、レンタカーを利用する場合は、1台につき2万円を限度とします。なお、同方向の経路の場合は相乗りとなります。

※費用はお客さまにお立て替えいただき、後日精算いたします。

### 臨時宿泊費用サービス



ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能<sup>(注)</sup>となった場合またはご契約のお車が盗難された場合で帰宅手段がないときは、その日の宿泊費用を1事案1名につき1万円を限度にお支払いします。

※旅行などで以前から宿泊を予約していた場合等は対象となりません。

※費用はお客さまにお立て替えいただき、後日精算いたします。

### 臨時ペット宿泊費用サービス



ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能<sup>(注)</sup>となった場合またはご契約のお車が盗難された場合でご契約のお車に搭乗中の方が臨時宿泊費用サービスをご利用になるときに、ご契約のお車に搭乗中のペットのペットホテル宿泊費用を1事案につき1万円を限度にお支払いします。

※ペットの範囲は、ご利用者の家庭において、愛玩動物または伴侶動物として飼養している犬または猫とします。

※旅行などで以前から宿泊を予約していた場合等は対象となりません。

※費用はお客さまにお立て替えいただき、後日精算いたします。

(注)自力で走行できない、または道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。

## ロードアシスタンス Plus

楽天損保  
ドライブ  
アシスト  
くるまの保険

をインターネット  
以外でご契約  
いただいた方  
限定!

サービス内容が  
グレードアップ!!

#### ◆臨時代替交通費用サービス

1事案1名につき

2万円限度 → **4万円限度!**

※タクシー、レンタカー利用時も

1台につき

2万円限度 → **4万円限度!**

#### ◆臨時宿泊費用サービス

1事案1名につき

1万円限度 → **2万円限度!**

#### ◆臨時ペット宿泊費用サービス

1事案につき

1万円限度 → **2万円限度!**

ロードアシスタンス、あんしん事故現場かけつけサービス、臨時代替交通費用サービス、臨時宿泊費用サービス、臨時ペット宿泊費用サービスをご利用の際は、必ず事前に楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルへご連絡ください。

## 楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル 24時間・365日いつでも安心!



0120-120-555

携帯電話・PHSからも  
ご利用いただけます。

楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルは、24時間・365日、いつでも事故受付サービス、ロードアシスタンス・カーライフサービス・あんしん事故現場かけつけサービスに対応しています。

事故受付サービス

ロードアシスタンス・カーライフサービス・あんしん事故現場かけつけサービス

### ⚠️ ご注意ください ⚠️

- ◆ロードアシスタンス特約の補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。
- ◆ロードアシスタンスはご契約のお車のみが対象となります。借用自動車等ご契約のお車以外は対象となりません。ファミリーバイク特約における原動機付自転車も対象とはなりません。
- ◆ロードアシスタンスの内容を超過または対象外の作業が発生した場合は、超過分の費用や作業費用についてはお客さまのご負担となります。
- ◆ロードアシスタンス特約をご利用になっても、次年度以降の等級および事故有係数適用期間には影響しません。

#### 【ロードアシスタンスの対象とならない場合】

●故意・重過失による事故・故障の場合 ●無免許運転、飲酒運転等法令に違反している場合 ●地震・噴火・津波等の天災に起因する場合 ●戦争、暴動危険、原子力に起因する場合 ●国または地方公共団体の公権力に起因する場合 ●レース・ラリーまたはこれに類似するモータースポーツ等使用方法が通常の自動車と異なる場合 ●自動車メーカーがマニュアル等で定める使用方法を著しく逸脱した使用による故障の場合 ●車検切れの自動車の故障の場合 ●チェーン脱着作業や積雪による走行困難等故障ではない場合 ●雪道、泥道、砂浜等におけるタイヤのスタック（空回り）やスリップ等単に走行が困難な場合 ●部品代（鍵の再作成費用を含みます）、消耗品代、事故・故障以外での点検費用等 ●鍵紛失時のレッカーけん引作業 ●修理工場から他の修理工場への搬送 ●パンク修理作業（スペアタイヤへの交換作業は対象です） ●車両保管による費用 ●故障により保険期間外に行った搬送 ●その他無料サービスが適切でないと考えられる場合

#### 【その他注意事項】

●ロードアシスタンスをご利用になる場合は、事前に楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルまでご連絡いただくことが条件となります。ただし、ロードアシスタンス特約で補償の対象となる費用については、事前の連絡がなくとも保険金をお支払いすることがあります。●対人・対物賠償の事故で、相手方に過失がある場合、ロードアシスタンス特約からお支払いした保険金およびロードアシスタンスのご提供に要した費用を相手方または相手の保険会社等に請求する場合があります。●けん引不能な構造の車両である場合や、保有する装備で作業が困難な場合は、ロードアシスタンスのご提供ができない場合があります。●通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路等一般車両が通行できない道路、凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜・河川敷等自動車等の運行が極めて困難な地域および自然保護、環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域へのロードアシスタンスのご提供はお断りすることがあります。●一部離島については、ロードアシスタンスのご提供ができない場合があります。●地域によっては、道路事情等によりロードアシスタンスのご提供に時間がかかることがあります。●有料駐車場の駐車料、カーフェリーの往復乗船料等、救援に到着するのに別途費用が必要な場合、当該費用はご利用者のご負担となります。●故障の原因が、自動車メーカーの無償修理等の対象（リコール等）であった場合、ロードアシスタンスのご提供にかかった費用を自動車メーカー等に請求する場合があります。●本サービスは、弊社が委託しているアシスタンス会社を通じて提供いたします。●ロードアシスタンスのサービス内容は予告なく変更する場合があります。●ロードアシスタンスの詳細はご契約のしおりの「車両緊急時搬送・取費用補償特約」および「ロードアシスタンス規定」をご覧ください。「ロードアシスタンス規定」は、弊社ホームページに掲載しています。



# ドライブアシスト(個人用自動車保険)で お支払いする主な保険金の概要

ドライブアシスト(個人用自動車保険)で「保険金をお支払いする場合と保険金の概要」および「保険金をお支払いできない主な場合」をご説明します。なお、詳細は「ご契約のしおり」の「普通保険約款および特約」をご確認ください。その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

| 補償項目       |              | お支払いする保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合と保険金の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 保険金をお支払いできない主な場合(＊)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------|--------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相手方への賠償    | 対人賠償責任保険     | 対人賠償保険金      | <p>ご契約のお車の事故により、お車に搭乗中の方や歩行者など、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険などで支払われる金額を超過した損害に対して、相手の方1名につき、対人賠償保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <div><div>法律上の損害賠償責任の額</div><div>+</div><div>損害防止のための費用など(注)</div><div>-</div><div>自賠責保険などの支払額</div></div> <p>(注)「損害防止のための費用など」とは、損害防止費用、求償権保全手続費用、緊急措置費用をいいます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>《対人賠償責任保険・対物賠償責任保険共通》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ご契約者、記名被保険者、補償を受けられる方の故意によって生じた損害</li><li>・弊社以外の者と約定した加重賠償責任により生じた損害</li><li>・台風、洪水、高潮によって生じた損害</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|            |              | 対人臨時費用       | 上記の対人賠償保険金とは別に、被害者の方が死亡した場合に、被害者1名につき、15万円をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>《対人賠償責任保険》</p> <p>次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって補償を受けられる方が被った損害</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・記名被保険者</li><li>・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子様</li><li>・補償を受けられる方の父母、配偶者またはお子様</li><li>・補償を受けられる方の業務に従事中の使用人</li><li>・補償を受けられる方の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、補償を受けられる方がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。</li></ul>                                                                                                                                                                                                             |
|            |              | その他          | 上記の対人賠償保険金とは別に、示談交渉費用、協力義務費用、争訟費用、訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            | 対物賠償責任保険     | 対物賠償保険金      | <p>ご契約のお車の事故により、他人の車や物に損害を与えたり、ご契約のお車を運転中に誤って線路に立ち入り、電車等を運行不能にしまったことにより、法律上の賠償責任を負った場合に、1事故につき、対物賠償責任保険金額を限度(注1)に保険金をお支払いします。</p> <div><div>法律上の損害賠償責任の額</div><div>+</div><div>損害防止のための費用など(注2)</div><div>-</div><div>代位取得したものの価額</div><div>-</div><div>保険証券記載の免責金額(自己負担額)</div></div> <p>(注1) 次のいずれかに該当する事故については、保険金額が1億円を超える場合(「無制限」の場合を含みます。)であっても、お支払いする保険金の額は1回の事故につき1億円を限度額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ご契約のお車またはご契約のお車がけん引中のお車に業務として積載している危険物の火災、爆発または漏えいによる事故</li><li>・航空機に対する事故</li></ul> <p>(注2)「損害防止のための費用など」とは、損害防止費用、求償権保全手続費用、緊急措置費用、落下物取片づけ費用、原因者負担金をいいます。</p> | <p>《対物賠償責任保険》</p> <p>次のいずれかに該当する方の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合、または次のいずれかに該当する方の所有、使用もしくは管理する電車等が運行不能になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・記名被保険者</li><li>・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子様</li><li>・補償を受けられる方またはその父母、配偶者もしくはお子様</li></ul> <p>など</p>                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|            |              | その他          | 上記の対物賠償保険金とは別に、示談交渉費用、協力義務費用、争訟費用、訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            | 対物超過修理費用補償特約 | 対物超過修理費用保険金  | 対物事故による相手自動車の修理費がその自動車の時価額を上回る場合に、修理費と時価額の差額にお客さまの過失割合を乗じた額、または50万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いします。ただし、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理された場合に限りま。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・対物賠償責任保険から保険金をお支払いできない事故</li><li>・事故日の翌日から6か月以内に相手自動車が修理されない場合</li></ul> <p>など</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 補償項目       |              | お支払いする保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合と保険金の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 保険金をお支払いできない主な場合(＊)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ご自身・同乗者の補償 | 人身傷害保険       | 人身傷害保険金      | <p>ご契約のお車に搭乗中の方(注)が自動車事故により死傷された場合の治療費・休業損害・逸失利益・葬儀費などの損害に対して、過失割合にかかわらず補償を受けられる方1名につき、人身傷害保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>(注) 自動車専用道路等においてご契約のお車を一時的に離れている方を含みます。ただし、サービスエリア等でご契約のお車を離れている場合を除きます。</p> <div><div>約款により算出された損害額</div><div>+</div><div>損害防止のための費用など(注)</div><div>-</div><div>自賠責保険など・労働災害補償制度などの合計額</div></div> <p>(注)「損害防止のための費用など」とは、損害防止費用、求償権保全手続費用をいいます。</p>                                                                                                                                                                                                                      | <p>《人身傷害保険》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・補償を受けられる方の故意または重大な過失によって生じた損害・傷害</li><li>・異常かつ危険な方法でお車に搭乗中に生じた損害・傷害</li><li>・補償を受けられる方が、正当な権利を有する者の承諾を得ないでお車に搭乗中に生じた損害・傷害</li><li>・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬などによる運転により生じた損害・傷害</li><li>・補償を受けられる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為により生じた損害・傷害</li></ul> <p>《人身傷害車外危険補償特約をセットした人身傷害保険》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・補償を受けられる方が、ご契約のお車以外の自動車で、かつ、記名被保険者またはそのご家族の方が所有または常時使用する自動車に搭乗中に生じた損害</li><li>・ご契約のお車以外の自動車のうち、記名被保険者またはそのご家族の方が、その使用者の業務のためにその使用者の所有する自動車を運転中に生じた損害</li></ul> <p>など</p> |



| ご自身・同乗者の補償                                      | 補償項目                                          | お支払いする保険金の種類                                                                                                                                                                                                                                                                             | 保険金をお支払いする場合と保険金の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 保険金をお支払いできない主な場合(＊)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                             |       |                                               |      |                                   |      |                                                 |       |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-------|-----------------------------------------------|------|-----------------------------------|------|-------------------------------------------------|-------|
|                                                 | 人身傷害死亡・重度後遺障害時緊急支援費用補償特約                      | 緊急支援費用保険金                                                                                                                                                                                                                                                                                | 人身傷害保険の補償の対象となる方が、人身傷害保険から保険金をお支払いできる事故により死亡、または所定の重度後遺障害を被られ、かつ、介護を要する場合に、一時的に必要な生活費や育英費などを補償する緊急支援費用保険金として、補償の対象となる方およびその方が扶養する所定の方 <sup>(注)</sup> に対して、補償を受けられる方1名につき、100万円をお支払いします。<br>(注) 扶養者の同居の親族または別居の未婚のお子様であり、かつ、次のいずれかに該当する方<br>ア. 満22才以下の未婚のお子様<br>イ. アのほか身体または精神に障害があるため定職につくことができない方                                                                                                                                                                                                                                              | <p>《人身傷害死亡・重度後遺障害時緊急支援費用補償特約・搭乗者傷害特約(部位・症状別払)・搭乗者傷害特約(死亡・後遺障害)共通》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・補償を受けられる方の故意または重大な過失によって生じた損害・傷害</li><li>・異常かつ危険な方法でお車に搭乗中に生じた損害・傷害</li><li>・補償を受けられる方が、正当な権利を有する者の承諾を得ないでお車に搭乗中に生じた損害・傷害</li><li>・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬などによる運転により生じた損害・傷害</li><li>・補償を受けられる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為により生じた損害・傷害</li></ul> <p>など</p>                                                                                                                                                         |                             |       |                                               |      |                                   |      |                                                 |       |
|                                                 | 搭乗者傷害特約(部位・症状別払)                              | 医療保険金(部位・症状別払)                                                                                                                                                                                                                                                                           | ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故により傷害を被られた場合に、補償を受けられる方1名につき、以下の医療保険金(部位・症状別払)を定額でお支払いします。<br>①治療給付金：入院・通院日数の合計が1日以上5日未満の場合は、一律1万円をお支払いします。<br>②入院給付金：入院・通院日数の合計が5日以上となった場合は、1回の事故につき10万円をお支払いします。ただし、下表に該当する傷害を被られた場合は下表の区分に従い定められた額をお支払いします。<br><br>【入院給付金支払額基準(10万円超)】 <table><tr><th>部位および症状</th><th>支払保険金</th></tr><tr><td>骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、<br/>上肢・下肢の腱・筋・靱帯の断裂</td><td>30万円</td></tr><tr><td>上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂</td><td>50万円</td></tr><tr><td>脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、<br/>頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷</td><td>100万円</td></tr></table> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 部位および症状                     | 支払保険金 | 骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、<br>上肢・下肢の腱・筋・靱帯の断裂 | 30万円 | 上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂 | 50万円 | 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、<br>頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷 | 100万円 |
|                                                 | 部位および症状                                       | 支払保険金                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                             |       |                                               |      |                                   |      |                                                 |       |
|                                                 | 骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、<br>上肢・下肢の腱・筋・靱帯の断裂 | 30万円                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                             |       |                                               |      |                                   |      |                                                 |       |
| 上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂               | 50万円                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                             |       |                                               |      |                                   |      |                                                 |       |
| 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、<br>頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷 | 100万円                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                             |       |                                               |      |                                   |      |                                                 |       |
| 搭乗者傷害特約(死亡・後遺障害)                                | 死亡保険金<br>後遺障害保険金                              | ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故により死亡された場合に、補償を受けられる方1名につき、死亡保険金額の全額をお支払いします。<br><br>ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故により後遺障害を被られた場合に、補償を受けられる方1名につき、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                             |       |                                               |      |                                   |      |                                                 |       |
| 無保険車傷害特約                                        | 無保険車傷害保険金                                     | ご契約のお車に搭乗中の方が、他の自動車との事故で死亡または後遺障害を被られ、他の自動車が無保険車であるなどの理由から十分な補償を受けられない場合に無保険車傷害保険金額を限度に保険金をお支払いします。<br><table><tr><td>法律上の損害賠償責任の額</td><td>+</td><td>損害防止のための費用など<sup>(注)</sup></td><td>-</td><td>自賠責保険など、対人賠償責任保険などの合計額</td></tr></table><br>(注)「損害防止のための費用など」とは、損害防止費用、求償権保全手続費用をいいます。 | 法律上の損害賠償責任の額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | +                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 損害防止のための費用など <sup>(注)</sup> | -     | 自賠責保険など、対人賠償責任保険などの合計額                        |      |                                   |      |                                                 |       |
| 法律上の損害賠償責任の額                                    | +                                             | 損害防止のための費用など <sup>(注)</sup>                                                                                                                                                                                                                                                              | -                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 自賠責保険など、対人賠償責任保険などの合計額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                             |       |                                               |      |                                   |      |                                                 |       |
| お車の補償                                           | 補償項目                                          | お支払いする保険金の種類                                                                                                                                                                                                                                                                             | 保険金をお支払いする場合と保険金の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 保険金をお支払いできない主な場合(＊)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                             |       |                                               |      |                                   |      |                                                 |       |
|                                                 | 車両保険                                          | 車両保険金                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ご契約のお車の事故による損害に対して保険金をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>《車両保険・車両全損時臨時費用補償特約・車両新車取得費用補償特約共通》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ご契約者、補償を受けられる方または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害</li><li>・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬などによる運転により生じた損害</li><li>・詐欺または横領によって生じた損害</li><li>・故障損害</li><li>・国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害</li><li>・ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さび、その他の自然消耗によって生じた損害</li><li>・タイヤおよびご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害(タイヤ盗難は除きます。)</li></ul> <p>《車両新車取得費用補償特約》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・盗難され発見されない場合</li><li>・事故日の翌日から6か月以内に、新車の購入または修理をされない場合</li></ul> <p>など</p> |                             |       |                                               |      |                                   |      |                                                 |       |
|                                                 |                                               | その他                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 上記の車両保険金とは別に、損害防止費用、求償権保全手続費用、盗難事故のときの車両引取費用、共同海損の分担金をお支払いできる場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                             |       |                                               |      |                                   |      |                                                 |       |
|                                                 | 車両全損時臨時費用補償特約                                 | 車両全損時臨時費用保険金                                                                                                                                                                                                                                                                             | 車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車が全損となった場合に、車両保険金額の10%に相当する金額(1事故につき、20万円限度)をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                             |       |                                               |      |                                   |      |                                                 |       |
|                                                 | 車両新車取得費用補償特約                                  | 車両保険金(新車払)                                                                                                                                                                                                                                                                               | 新たに購入したご契約のお車が事故により、あらかじめ設定された新車価格の保険金額の50%以上の大きな損傷を被った場合に、その新車価格の保険金額を限度にお車の再購入費用または修理費をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                             |       |                                               |      |                                   |      |                                                 |       |
| その他の補償                                          | 補償項目                                          | お支払いする保険金の種類                                                                                                                                                                                                                                                                             | 保険金をお支払いする場合と保険金の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 保険金をお支払いできない主な場合(＊)         |       |                                               |      |                                   |      |                                                 |       |
|                                                 | 事故・故障時レンタカー費用補償特約                             | 事故・故障時レンタカー費用保険金                                                                                                                                                                                                                                                                         | ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能となり、かつ、レッカーけん引された場合、または事故や盗難 <sup>(注)</sup> により使用不能となった場合に、レンタカーのご利用にかかった費用についてご契約時にお決めいただいた1日あたりの保険金日額を限度に保険金をお支払いします。補償する期間は、事故の場合は最長30日、故障の場合は最長15日となります。<br>(注) 部分品または付属品のための盗難を除きます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ご契約者、補償を受けられる方または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害</li><li>・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬などによる運転により生じた損害</li><li>・詐欺または横領によって生じた損害</li><li>・国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害</li><li>・車両損害によるタイヤの単独損害</li><li>・ご契約のお車が自力走行できる場合で、その損傷を修理されない場合</li><li>・故障によるご契約のお車の修理工場への搬送が保険期間外に行われた場合</li><li>・法令等により禁止されている改造または自動車製造業者の認めていない改造に起因する故障</li><li>・凍結した路面、一時的な水たまり、轍または軟弱な地盤等の場所での使用に起因する走行不能</li></ul> <p>など</p>                                                                          |                             |       |                                               |      |                                   |      |                                                 |       |

補償内容

運転される方の範囲

各種割引

等級と型式別料率クラス

お支払い方法

アシスタンスロード

主な保険金の概要

|        | 補償項目                              | お支払いする保険金の種類                                                | 保険金をお支払いする場合と保険金の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 保険金をお支払いできない主な場合(＊)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他の補償 | 自動車事故弁護士費用等補償特約                   | 弁護士費用保険金                                                    | <p>ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故により、法律上の損害賠償責任を負う方へ損害賠償請求をするために弁護士に委任・相談などをされた場合に生じる費用のうち、弊社の承認を得て支出された費用について、次の金額を限度に保険金をお支払いします。なお、ご契約のお車以外の自動車に搭乗中や歩行中などの自動車事故であっても、記名被保険者およびそのご家族の方等(注)については、上記の保険金をお支払いします。</p> <p>① 弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解、調停などにかかった実費について、1事故につき、被保険者1名あたり300万円</p> <p>※弁護士等に弁護士依頼費用が発生する委任を行う場合は、事前に委任契約の内容を書面で弊社に提出し、承認を得てください。</p> <p>※弁護士等への報酬を負担した場合は、弊社が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。</p> <p>② 弁護士、司法書士、行政書士への法律相談にかかった実費について、1事故につき、被保険者1名あたり10万円</p> <p>※法律相談費用が発生する相談を行う場合は、事前に弊社に通知してください。</p> <p>(注) 記名被保険者およびそのご家族の方がご契約のお車以外の自動車を運転中の場合は、搭乗中の方を補償を受けられる方に含まれます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風、洪水、高潮によって生じた損害</li> <li>・補償を受けられる方の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>・異常かつ危険な方法でお車に搭乗中に生じた損害</li> <li>・補償を受けられる方が、正当な権利を有する者の承諾を得ないでお車に搭乗中に生じた損害</li> <li>・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬などによる運転により生じた損害</li> <li>・補償を受けられる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為により生じた損害</li> <li>・補償を受けられる方または補償を受けられる方の使用者の業務に使用される財物について生じた損害および業務に関連して受託した財物について生じた損害。ただし、ご契約のお車、ご家族が所有するお車、またはそれらのお車に積載された財物について生じた損害を除きます。</li> <li>・次のいずれかに該当する方へ損害賠償請求をするために生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 補償を受けられる方の父母、配偶者またはお子様</li> <li>② 補償を受けられる方の使用者。ただし、補償を受けられる方がその使用者の業務に従事している場合に限り、</li> <li>③ 補償を受けられる方の使用者の業務にお車を使用している他の使用人。ただし、補償を受けられる方がその使用者の業務に従事している場合に限り、</li> </ul> </li> </ul> <p>など</p> |
|        | 個人賠償責任補償特約                        | 個人賠償責任保険金                                                   | <p>記名被保険者やそのご家族の方等(注)が国内外における日常生活での偶発的な事故(自動車事故を除きます。)により、他人を死傷させた場合や他人の財物に損害を与えた場合、または誤って線路に立ち入り、電車等を運行不能にしまったことにより、法律上の賠償責任を負った場合に、1事故につき、国内での事故は無制限、国外での事故は1億円を限度に保険金をお支払いします。なお、国内で発生した事故については、弊社が行う示談交渉サービスをご利用いただけます。</p> <p>(注) 記名被保険者およびそのご家族の方が責任無能力者の場合で、その親権者や監督義務者等が監督責任を負う場合は、その方を補償を受けられる方に含まれます。</p> <p>※自動車事故による賠償責任については、その自動車保険の対人・対物賠償責任保険にてお支払いします。</p> <p>※自己負担額はありません。</p>                                                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者、補償を受けられる方の故意によって生じた損害</li> <li>・弊社以外の者と約定した加重賠償責任により生じた損害</li> <li>・次のいずれかに該当する事由によって補償を受けられる方が被った損害 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>② 補償を受けられる方と同居する親族に対する損害賠償責任</li> <li>③ 補償を受けられる方が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任</li> <li>④ 航空機、船舶・車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> </ul> </li> </ul> <p>など</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|        |                                   | その他                                                         | <p>上記の個人賠償責任保険金とは別に、損害防止費用、求償権保全手続費用、緊急措置費用、示談交渉費用、協力義務費用、争訟費用をお支払いできる場合があります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|        | 車内積載動産補償特約                        | 車内積載動産保険金                                                   | <p>偶発的な事故により、ご契約のお車の車内、トランクなどに積載された個人所有の日常動産(カメラ、ゴルフセットなど)に生じた損害に対し1事故につき、30万円(免責金額(自己負担額)5,000円)を限度に保険金をお支払いします。(ただし、車外キャリアに固定された動産の盗難を除きます。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者、補償を受けられる方または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>・ご契約者、補償を受けられる方または保険金を受け取るべき方の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬などによる運転により生じた損害</li> <li>・キャリアに固定された、またはルーフボックスに収納された個人所有の車内積載動産の盗難によって生じた損害</li> <li>・自転車、携帯電話などの携帯式通信機器、ノート型パソコンなどの携帯式電子事務機器、通貨、手形その他の有価証券、印紙、切手、鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、預金証書または貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、稿本、設計書、図案、鋳型、模型、証書、帳簿、勲章その他これらに準ずる物などに生じた損害</li> </ul> <p>など</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|        | ファミリーバイク特約(人身傷害)・ファミリーバイク特約(自損傷害) | <p>対人賠償保険金</p> <p>対物賠償保険金</p> <p>人身傷害保険または自損事故傷害特約の各保険金</p> | <p>記名被保険者またはそのご家族の方が原動機付自転車(注)(他人から借用した原動機付自転車を含みます。)を運転中の事故に対して対人・対物賠償、傷害についてはファミリーバイク特約(人身傷害)は人身傷害保険、ファミリーバイク特約(自損傷害)は自損事故傷害特約から保険金をお支払いします。</p> <p>(注) 総排気量125cc以下の二輪自動車を含みます。ただし、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪自動車を除きます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各補償種目で保険金をお支払いできない場合</li> <li>・補償を受けられる方が所有、使用または管理する原動機付自転車を、補償を受けられる方の業務のために、補償を受けられる方の使用人が運転している間に生じた事故</li> <li>・補償を受けられる方の使用者の所有する原動機付自転車を、その使用者の業務のために、補償を受けられる方が運転している間に生じた事故</li> <li>・補償を受けられる方が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故</li> </ul> <p>など</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

| その他の補償 | 補償項目         | お支払いする保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合と保険金の概要                                                             | 保険金をお支払いできない主な場合(*)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|--------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | ファミリー自転車傷害特約 | 死亡保険金        | 記名被保険者およびそのご家族の方が、自転車に搭乗中または運行中の自転車との衝突・接触事故で死傷された場合に次の保険金をお支払いします。             | ・補償を受けられる方の故意または重大な過失によって生じた傷害<br>・補償を受けられる方が法令に定められた基準に適合する制動装置を備えていない自転車を運転中に生じた事故による傷害<br>・補償を受けられる方が自転車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでその自転車に搭乗中に生じた事故による傷害<br>・補償を受けられる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為により生じた傷害<br>・補償を受けられる方の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害<br>・補償を受けられる方が自動車に搭乗中に生じた事故によって生じた傷害<br>など                                                                 |
|        |              | 後遺障害保険金      | ①死亡保険金<br>事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、300万円をお支払いします。                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        |              | 入院一時金        | ②後遺障害保険金<br>事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて1名につき12万円から300万円をお支払いします。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        |              | 入院保険金        | ③入院一時金<br>事故発生の日からその日を含めて180日以内に入院された日数が10日以上となった場合に、10万円をお支払いします。              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | ロードアシスタンス特約  | 搬送・引取費用保険金   | ④入院保険金<br>事故発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、1日につき3,000円をお支払いします。                   | ・ご契約者、補償を受けられる方または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害<br>・ご契約者、補償を受けられる方または保険金を受け取るべき方の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響のあるおそれがある状態での運転により生じた損害<br>・詐欺または横領により生じた損害<br>・車両損害によるタイヤおよびご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害(タイヤ盗難を除きます。)<br>・故障によるご契約のお車の修理工場への搬送が保険期間外に行われた場合<br>・法令等により禁止されている改造または自動車製造業者の認めていない改造に起因する故障<br>・凍結した路面、一時的な水たまり、轍または軟弱な地盤等の場所での使用に起因する走行不能<br>など |

(\*)次の場合には、補償項目を問わず保険金をお支払いすることはできません。

- ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱などによって生じた損害・傷害
- ・地震、噴火、津波によって生じた損害・傷害、核燃料物質などによって生じた損害・傷害
- ・お車を競技・曲技のために使用すること、または競技・曲技を行うことを目的とする場所で救急、消防、事故処理、補修、清掃など以外のために使用することによって生じた損害

#### 用語・略称のご説明

| 用語・略称                    | ご説明                                                                                                                                            |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ドライブアシスト                 | 「個人用自動車保険」のペットネームです。                                                                                                                           |
| 自動車専用道路等                 | 高速自動車国道、一般国道自動車専用道路、都市高速道路、その他の自動車専用道路のことをいいます。                                                                                                |
| 記名被保険者                   | 保険証券に記載されるご契約のお車を主に使用される方をいいます。                                                                                                                |
| 配偶者                      | 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナー <sup>(注)</sup> を含みます。<br>(注)戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。                        |
| ご家族                      | 下記の方をいいます。<br>① 記名被保険者の配偶者<br>② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族<br>③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子様 <sup>(注)</sup><br>(注)「未婚のお子様」とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がないお子様をいいます。 |
| 全損                       | ご契約の車両保険の保険価額を超える損害額となる場合、または修理費が保険価額以上となる場合をいい、ご契約のお車が盗難され発見できなかった場合を含みます。                                                                    |
| 自力走行不能                   | 自力で走行できない、または道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。                                                                                                           |
| 同居の親族                    | 同一の家屋に居住する6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。<br>※「同居」とは、同一の家屋に居住していることをいい、同一生計や扶養関係は問いません。                                                            |
| 補償を受けられる方                | 各保険・特約の補償を受けられる方をいいます。(普通保険約款では「被保険者」といいます。)                                                                                                   |
| 対物超過修理費用補償特約             | 「対物賠償保険の超過修理費用補償特約」をいいます。                                                                                                                      |
| 電車等                      | 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。                                                                                                             |
| 人身傷害死亡・重度後遺障害時緊急支援費用補償特約 | 「人身傷害に関する死亡・重度後遺障害時の緊急支援費用補償特約」をいいます。                                                                                                          |
| 人身傷害車外危険補償特約             | 「人身傷害保険の車外危険補償特約」をいいます。                                                                                                                        |
| 搭乗者傷害医療保険金倍額払特約          | 「搭乗者傷害の医療保険金倍額払に関する特約」をいいます。                                                                                                                   |
| 車対車+A                    | 『自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)』と「車両危険限定補償特約(A)」をあわせてセットした車両保険をいいます。                                                                         |
| 自家用8車種                   | 自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(普通(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)・小型・軽四輪)貨物車、特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。                                                      |
| 車両保険無過失事故特約              | 「車両保険の無過失事故に関する特約」をいいます。                                                                                                                       |
| ロードアシスタンス特約              | 「車両緊急時搬送・引取費用補償特約」をいいます。                                                                                                                       |

#### 賠償事故解決のため弊社がお手伝いする内容

- 賠償事故(対人賠償・対物賠償・個人賠償)において、弊社は補償を受けられる方と相手の方との示談交渉の進め方やその内容についてのご相談、示談書の作成についての援助など、事故解決のためのお手伝いをします。
- 賠償事故(対人賠償・対物賠償・個人賠償)において、補償を受けられる方および相手の方の同意を得られれば、弊社が補償の対象となる方のために示談交渉をお引き受けします。ただし、補償を受けられる方が正当な理由なく弊社への協力を拒まれた場合、補償を受けられる方が負担する損害賠償責任の総額が保険金額を明らかに超える場合または免責金額(自己負担額)を明らかに下回る場合、法律上の損害賠償責任が発生しない場合(相手の方の一方的な過失事故など)、補償を受けられる方と弊社で解決条件が合意できない場合などには、弊社は相手の方との示談交渉はできません。

#### 相手の方からの直接請求

賠償事故(対人賠償・対物賠償・個人賠償)で、弊社より補償を受けられる方に保険金をお支払いできる場合は、その金額の範囲内で相手の方は損害賠償額を直接弊社に請求できます。



## もし、事故が起きたときは

1

負傷者の救護措置を行ってください。

負傷者がいる場合は119番に連絡し、消防機関の指示を仰いだうえ、救護措置を優先して行ってください。

2

警察署への届出を行ってください。

警察署へ事故の届出を行ってください。なお、人身事故の場合は、人身事故であることを必ず届出していただくようお願いします。

3

相手の方をご確認ください。

事故相手の方がいる場合は、その方の「住所」「氏名」「電話番号」等の連絡先をご確認ください。

4

目撃者についてご確認ください。

事故の目撃者がいる場合は、その方の「住所」「氏名」「電話番号」等の連絡先をご確認ください。

5

その場での示談はしないでください。

事故相手の方から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず事前に弊社にご相談ください。

▼ 弊社にご連絡ください。

### 事故の受付は

自動車事故の受付は、  
楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルまたは  
取扱代理店にご連絡ください。

楽天保険の  
総合窓口  
あんしん  
ダイヤル



0120-120-555

○受付時間：24時間・365日  
○携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

### 弊社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご要望は

弊社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご要望は、  
右記「お客様相談センター」にご連絡ください。



0120-115-603

○受付時間：平日午前9時～午後5時（年末年始は除きます。）  
○携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

### 弊社との間で問題を解決できない場合には（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター



0570-022808 (有料)

○受付時間：平日午前9時15分～午後5時  
（土日・祝日および12/30～1/4は除きます。）  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<http://www.sonpo.or.jp/>

- 保険料をお支払いの際は、原則として弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、ご確認ください。
- このパンフレットは「個人用自動車保険」の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社までお問い合わせください。なお、詳しくは「ご契約のしおり」「重要事項説明書」をご覧ください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明ください。

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

## 楽天損害保険株式会社

●お問い合わせ先

〒160-0022  
東京都新宿区新宿6-27-30  
新宿イーストサイドスクエア  
<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>